平成25年度 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時:平成25年12月26日(木)

開催場所:宮城県庁4階北側 庁議室

議事録

【司会(大場技術補佐)】 ただいまより、平成25年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。はじめに、山田農林水産部長よりあいさつを申し上げます。

【山田農林水産部長】 あと5日で新しい年を迎えるというこの時期に、委員の皆様には本当にお忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から今年で三年目を迎え、県の震災復興計画における復旧期の最終年を迎えております。新聞・テレビ等で報道されておりますが、農業農村整備関係では、「農地・農業用施設の復旧・復興のロードマップ」に基づき、復旧・復興を進めております。今年の11月末時点における津波被災農地の復旧の進度は、88%にあたる約1万1千ヘクタールに着手しており、既に営農再開が可能となった農地は8千7百ヘクタールで約67%を占め、着実に復旧が進んでおります。

本日は、本年度第2回目の検討委員会でございますが、「農地・水保全管理支払」、「中山間地域等直接支払」、「中山間地域等農村活性化事業」の3事業について指導・助言をいただく場でございますが、これらの施策における国の情勢が現在急激に変化してきております。先月の11月26日に安部首相が本部長を務める「農林水産業・地域の活力創造本部」で、米政策や経営所得安定対策等の見直し、いわゆる農政の大転換の方向が決定されました。その中で、農業・農村が持つ多面的機能を評価する制度として創設される「日本型直接支払」に、「農地・水保全管理支払」と「中山間地域等直接支払」が組み込まれることになりました。

「中山間地域等直接支払」につきましては、中山間地域と平場との格差是正を行う制度ということで、基本的枠組みを維持する、ということになりましたが、「農地・水保全管理支払」につきましては、実質的に、草刈りや江払いなどの基礎的活動を支援する「農地維持支払」と農村環境保全活動や農業水利施設等の長寿命化を行う活動を支援する「資源向上支払」とに分かれることになりました。その辺の説明は、本日の検討委員会の中で、事務局の方から説明があると思いますが、未だ制度の詳細が示されておらず、県としても今後の進め方に大変苦慮しているところでございますので、ぜひ委員の皆様のご助言を賜りたいと思っております。

なお,委員の皆様の今期の任期が来年1月6日で満了を迎えることになっておりますが,次期についても,全員再任を快くお引き受けくださいまして,この場をお借りしまして御礼申しあげます。

来期への継続審議となる事項も出てくるとは思いますが、その際はよろしくお願い致します。本日の委員会が、それぞれの専門的立場からのご意見を通じ、本県の農村振興の活性化に資することを祈念しまして、簡単ではございますが開会のあいさつと致します。平成25年12月26日 宮城県農林水産部長 山田義輝。

【司会(大場技術補佐)】 山田部長は、この後所用がございまして、退席致します。ご了承願います。

今年度第2回目の委員会でございますが、今回は河北新報社の相原委員が欠席で、委員7名・専

門委員4名の計11名が出席しております。

それでは議事に移ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付しておりますが、日本型直接支払に関する資料を本日追加しております。よろしいでしょうか?

なお、会議の記録を作成しますので、発言の際は恐れいりますがマイクをご使用願います。

本委員会の条例第五条の2により、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会は公開となりますので予め了承願います。

それでは、ここから議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いします。

【大泉委員長】 それでは議事に入りたいと思います。議事の(1)前回委員会における助言及び 検討内容について。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【大場技術補佐】 それでは資料の1番目でございます。分けると資料1というひとつの東になりますけれども、こちらを私からご説明したいと思います。前回の委員会で時間がなくて、最後のほうは委員からの意見のみの内容で終わったということで、前回の内容を整理したものでございます。ページ1頁から4頁につきましては、委員の皆様からの助言をまとめたものですけれども、大きく分けると7項目ぐらいに分かれるということで整理しております。その中でページ5頁以降になりますけれども、検討課題ということで残った項目は4点ほどあるのかなと判断し、整理してみたものでございます。

それでは5頁をお開きいただきたいと思います。1つ目の検討課題としまして、農地・水のPRの強化が不足しているのでは、というような意見がございました。その辺を整理したものが、5頁に強化対策ということで、1から11まで項目を並べております。今年やる予定、あるいは終わったものもございますが。終わったものにつきましては黒丸印で潰しております。白抜きの丸につきましては、まだやっておりませんが、これからやるというもので、このような強化対策を行うということで考えておりました。ただ、農地・水に関しまして、日本型直接支払という制度が26年から入るということになりまして、この辺につきましてはまだ情報が不足しておりますので、農地維持支払、資源向上支払という制度の詳細が判明してから、もう一度この辺を見直ししたいと考えております。

その次の6頁になります。検討2としまして、農地・水の出前講座となっておりますが、これは 津波被害地域の関係でございます。全部で15組織ほど津波によりまして休止しておりましたけれど も、すでに3組織については再開しておりまして、今年度時点では、12組織がまだ残っております。 再開見込みという欄でございますが、(H26)ということで、6組織ほど来年から再開出来る見込み でございました。ただ、先程お話しましたけれども、日本型直接支払に移行するという話がありま したので、出前講座につきましては、現在、情報不足ということで、保留している状況でございま す。いずれ詳細がまとまってから,再度検討していきたいと思います。

それから7頁ですが、これも津波被害地域の関係なんですけれども、農地・水のサポート体制の関係、これについて前回、委員の皆様から意見がございましたものです。意見の内容としましては、津波被害地域では、宅地跡地が土地利用整序化によって区画整理が行われまして、防集移転も絡め、今までの場所に住めなくなるため、離れたところから通って農作業をするような格好になり、従来の営農の形態と大きく変わってしまうという地区事情をどんどん国のほうに発信していくべきではないかという意見でございました。今回、日本型直接支払に関していろいろな聞き取りが国のほうから来ておりますけれども、その際に県としましても、このような地区事情を説明しておりました。その成果かどうかわかりませんけれども、あとで詳しく説明がありますけれども、今度の日本型直接支払では、農業者のみでも実施が可能になるというように、制度が変わってきております。日本型直接支払制度が、まだわからない部分が多々ありますので、今後、制度の内容を確認しまして対応していくようなになります。

それから次、8頁になりますけれども、検討課題の4ということで、中山間地域等農村活性化事業による集落支援です。中山間地域で少子高齢化に苦しむようなところに対する支援体制、これを構築していくことを今、考えていますけれども、これについては、前回の委員会で時間がございませんので、一方的に委員の皆様からのアドバイス、助言をいただきました。それに対する対応案ということで考えてみたものを9頁以降に載せております。意見の一つとして、ニーズがどのぐらいあるかというようなご意見がございましたけれども、これについては平成24年度の第2回委員会の添付資料にございますけれども。中山間地域等直接支払における中間年評価時の集落協定のアンケートを行っており、3.1%の集落で外部からの人を受け入れる取り組みをしている。それから、外部から人の受け入れの取り組みをしていないが、必要を感じているが54.7%ということで、合わせて60.3%と、6割の中山間直接支払の集落で、こういった支援が必要と感じているという結果が出ております。

それから対応の②でございますが、どういう目的でこれを進めているのかというようなお話です。これについては、県のほうでも3集落ほど25年度にモデル的な取り組みをやっておりますが、もともと定住・移住を希望している集落であり、最終的には定住・移住というような形で外部から人が来るような形を最終的には目指しているのですけれども、ただ待っていても人は来ませんので、いろいろ集落の地名度を上げるような取り組みも必要ではないかということで、やってみたという経緯もございます。流れとしましては、集落の知名度を上げて、それから訪れる人が集落に住みたくなるような形になって、定住・移住というような形。そういった流れになってくるのかなと考えています。ただ、その中で来る人への仕事の場、こういった場が必要になってきますけれども、その辺がひとつの課題としては残ると考えております。また受け入れ側も、ただ待っているだけではなくて、住民として訪れる方を心よく受け入れる意識を持つ。そのように変っていく必要があるのかなと感じています。そのような目的で、今回の取り組みをやっているということでございます。

それから対応の③につきまして、地域バージョンがあっていいというような、そういったお話が

ございまして、このお話については、後でまた別に個別説明がございます。その時にもう少し詳しく説明できると思いますけれども、簡単に紹介しますと、今年3集落のモデル支援をやりましたけれども、いろいろなパターンでやっております。支援作業内容もヨモギの移植からひまわりの種の採取、それから干し柿作りと。それから受け入れ側になりますが、こちらも農家個人だったり、集落ぐるみだったり。それから、交通費にかかる助成を出している所と出していない所など。そのように、いろいろなパターンでやってみたものでございます。

それで、10 頁のほうになりますけれども、今年やった内容を整理したものです。県の役割ということで整理してみたものが 10 頁から 12 頁までにございます。10 頁が干蒲集落という七ヶ宿の集落をまとめたものでございます。県が企画しまして、協力いただける団体、それから大学等にも声を掛けてみて、参加していただいたというようなものでございますけれども、このような取り組みを当課のホームページで募集したということもございまして、一般の参加者も来ております。合計で16 名程参加しておりますけれども、こちらについても来年度も継続してやるということで、地域とのお話も済んでおります。この辺の話は、後でアンケート結果も踏まえて担当から説明があります。

11 頁が丸森町の中区集落です。こちらは、ひまわりの景観形成ということで、ひまわりの種を取る作業をやったものでございます。こちらには宮城県建設業協会仙南支部というところに声を掛けてみたんですけれども、県のOBの方、我々NN職員のOBの方が今回多く参加していただいております。その他に宮城大学・東北福祉大学、そういったところから参加していただいておりまして、ここにつきましては来年1月16日に、今後どうするかという打ち合わせをすることにしておりますが、地元からはすでに来年も継続してやりたいという要望は来ております。

それから 12 頁につきましては、これは資料が間違っているところがございまして、右のほうに干 蒲集落・中区集落・芦沢集落と3つ入っていますが、干蒲と中区はすみませんが、消していただき たいと思います。これは芦沢集落だけの話でございます。芦沢集落では干し柿作りの支援というの をやっておりまして、こちらには宮城大学・東北福祉大学・東北大学の学生が参加しております。 その他に一般参加者も参加しております。こちらについても1月16日、来年、今後の方向について お話をすることで、予定を組んでおります。

今年、こういった取り組みを県が自ら主体となってやってみました。13 頁のほうに、将来の県の役割と書いていますけれども、来年以降につきましては、地元で自ら企画をしてやっていけるような形で持っていけないかと、考えているところでございます。県も直接やっていくことが段々難しくなるのではないかと考えており、県のマッチングシステム、こういったものが必要と考えているところですが、まだ答えが出ていません。検討中でございます。このような形で一応考えているということでございます。これらの話につきましては、後の次第の4番のほうで話がございますので、そちらで詳しくお話していただけると思います。

最後の頁,14頁ですけれども,前回の委員会で,中山間直接支払,それから農地・水,それから ふる水,この3つの事業について横串を刺すような施策が必要なのではないかというような意見が ございまして,これらを整理してみた表でございます。問題点という形で書いていますけれども、 労働・事務・企画、この3つの項目につきまして、3つの事業をまとめてひとつにするような施策という意見から表にしてみたものです。この中で、下線の引いているところについては、もう少し力を入れてやっていったほうがいいのかなと考えているものでございます。役員のなり手不足、そちらにつきましては、NPOの農村地域づくり支援隊という、県のOBの人達が作っている組織がありますが、こういったところも利用してもいいのかなということで記載していますが、まだそういう話をしているわけではございません。前に一度、農地・水のほうで津波被害を受けた沿岸部の組織、そちらのほうで非農家がいないという話があり、いないのであればこういったOBの方々に入ってもらう手もあるのかなということで、相談した経緯がございまして入れております。それからパソコンが結構苦手だというお話もよく聞きますので、そういった研修会というのも考えてもいいのかなと。それから企画では今後、検討していく際に、集落内でワークショップの企画、こういったものを開催する際に、専門家(コーディネーター)を派遣するという予定でおりまして、後で説明がありますけれども、丸森町の中区集落につきましては専門家を派遣していく予定で検討しております。

その他、線を引いておりませんでしたが、リーダー不在という点に対しては、リーダー育成研修の開催をすることとしていまして、その2つ目の・ですね。地域活動実践者等養成研修会、これを昨年から実施しております。今年はみやぎ生協さんの協力をいただいて、開催させていただいております。そういった取り組みを今後引き続き継続していきたいと考えておりますけれども、最後の農地・水につきましては日本型直接支払に移行するということで、詳細がわからない部分が多々ありますので、その辺を踏まえながら、今後整理していくというように考えているところでございます。

この辺の話は、資料2以降の前段のお話ということで受け止めていただければと思います。前回 の委員会の意見に対する説明ということでまとめたものをご報告致しました。

【大泉委員長】 ありがとうございました。ボリュームが非常にあるので、どこから踏み込んでいくかというのが難しいのですが、全般に渡ってご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【大場技術補佐】 すみません。今の話につきまして、以降の日本型直接支払や、それから集落支援と、絡む話ですので、そちらと一緒に進めてもらっても構わないと思いますが。

【大泉委員長】 議事2,3と一緒に議論するということですかね。

【大場技術補佐】 はい。そこで、振り返っていただければと思います。

【大泉委員長】 はい。というお話がありましたが、でも、お話を伺って何か質疑助言があればお受けしたいと思いますがいかがですか。もしもないようであれば事務局の提案通り、2、3と一緒に議論を致したいと思います。

それでは、資料2の日本型直接支払いについて説明をお願いします。

【高橋班長】 農村振興の高橋です。私のほうからご説明致します。資料2の日本型直接支払につ

いてと、本日配布の追加資料をもとに説明したいと思います。

これまでの経緯もございますので、時系列的にお話させていただきます。

まず、日本型直接支払というのは、自民党が2年前に法案として提出していたものでございまして、昨年12月の衆議院選挙での公約の中でも、攻めの農林水産業の実現のため、戸別所得補償制度の見直しと、日本型直接支払制の振替・拡充を行うということの2本柱を公約していたわけでございまして、それに基づいて現在、官邸主導で今、日本型直接支払いの実施に向けて検討されているところでございます。今年の2月に自民党内に「農業基本政策検討プロジェクトチーム」が立ち上がりまして、15回ほど開催されました。11月6日に中間取りまとめが報告された訳ですが、10月までの間に、県では、平成26年度は農地・水がそのまま継続され、平成27年以降に実施されるという見込でいたのですが、急遽、11月6日の中間報告の中で、平成26年度から日本型直接支払を実施するという方向性が取りまとめられました。

その辺についての資料は33頁の(資料4)になります。(資料4)ですが、上に赤書きで「平成25年11月6日農林水産戦略調査会・農林部会・農業基本政策検討プロジェクトチーム合同会議確認」と書かれているものでございますが、その中で話されたものが34頁です。左側が現在の制度で、右側が見直しのポイントということになっております。この日本型直接支払につきましては、平成26年度は予算措置として実施して、平成27年度から法律に基づく措置として実施するとなっており、見直しのポイントの一番上に、新たに地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな制度:多面的機能支払制度といいますが、これが創設されます。現在の農地・水保全管理支払につきましては、組み替え及び名称変更するということになっており、中山間地域等直接支払につきましては、引き続き実施することになっております。以上が、農地・水保全管理支払交付金及び中山間地域等直接支払関係の移行のポイントでございます。

35 頁につきましては、その辺についての詳細でございますが、先程、米の直接支払交付金で 10 a 当たり 15,000 円が 7,500 円に減額となり、その半額下がった分を全て日本型直接支払のほうに移行するという新聞報道等がありましたが、それはあくまでも自民党の中でのいろいろな見解でございまして、基本的には米の直接支払交付金の単価が下がった分は、この 35 ページにありますように、多面的機能支払の創設とか、水田有効活用の対策の拡充、畑作物にかかる公金の見直し拡充、あとは中間管理機構、そのような形で振り分けられるということになっております。産業政策と言われているものが、基本的には国庫 100%でやっていましたが、多面的機能支払については、地域政策として国・地方ともに利益があるということから、地方のほうにも負担が求められているということでございます。

今度の多面的機能支払の具体的な内容と致しましては、1つ目として、「農地維持支払」ということで、農地を農地として維持していくために行う、地域資源の整備的保全活動を行う多面的機能の維持管理のために行う地域活動を支援する新たな支援というような内容のもので、要するに今、農地・水がやっております江払いとか草刈りとか、そういうものがこの中に該当してきます。②としまして、現在の農地・水保全管理支払の組替・名称を変更しまして、「資源向上支払」という名前で、

農村環境の関係の活動とか、あとは施設の補修等をこの中で行うというような中身になっております。基本的には農地・水保全管理支払が、この「農地維持支払」と「資源向上支払」の2つに分けられたというようなイメージで理解していただくと、解りやすいと思います。

中間取りまとめの中では、このように現在の制度が見直しされることについて、ある程度のガイドラインを示しておりますが、国と地方の費用負担とかは、特にその中では言及されてはいませんでした。

続きまして中間取りまとめの中で,40 頁に参考ということで,農地維持支払の対象が,畑地・草 地も含めて対象面積を 400 万haと設定されております。日本の農振農用地が約 420 万haという ことでございますので、今回の農地維持支払でほんとんどを対象にしていくということが示されま した。現在の農地・水は全国の農振農用地の約40%程度で実施していますが、それの約2倍以上を やっていくという方向が示されましたので、そうなると地方の方でも負担を求められても大変だと いうことで、急遽、宮城県では国に要望活動を致しました。要望活動の資料は2頁になります。1 1月21日に知事が直接,国の方へ行って要望活動をしております。要望内容は今回の農地・水関 係に限定して申し上げますと、4頁の2の日本型直接支払制度について2つ要望しました。1つ目 は、創設される日本型直接支払制度の枠組みの早期提示ということでございます。2つ目としまし ては,農地維持支払の全額国費での実施について要望しております。日本型直接支払を実施すると, なかなか県としても予算的に大変だということで、これまで戸別所得補償により国費 100%でやっ ていた金額全額を日本型直接支払のほうに振り向けてくれないかと要望しているものでございます。 更に全国知事会からも11月19日に要望されております。これも7頁にありますとおり、基本的 に国庫負担より予算を確保し、我が国の農地の保全を図られたいという内容となっております。8 頁も同様に12月10日に宮城県が発案県となりまして、北海道東北知事会として、同じような要望 をしております。

このように要望活動を実施して参りましたが、国から11月26日に制度の全体像が示されました。これにつきましては30頁を開いていただきたいと思います。11月26日に農林水産業地域の活力創造本部の中で、制度設計の全体像が了解されたということで、ここで初めて11月の下旬になって単価が示されました。2の日本型直接支払制度の創設の真ん中辺りに書いてありますが、農地維持支払について、田につきましては3,000円、資源向上につきましては2,400円という単価でございます。現在、農地・水の交付単価は4,400円でございまして、2つ合わせますと3,000円と2,400円で5,400円ということで、今の農地・水よりは1,000円単価がアップされるというような状況でございます。26日はこのような内容が示されました。

つい最近ですが、12月14日に概算予算の決定がございまして、その資料が追加資料の方でございます。41頁でございまして、12月14日に日本型直接支払の概算の交付額が決定したということで、482億円という数字でございます。現在、農地・水の国の予算額は、今年282億円ということから、約1.7倍の予算額になっております。まだ公表はされていませんが、予算規模の決定としましては、国では約250万haを対象にした面積を考えてこの数字を出しております。従いまして、

国では、今カバー率が 40%弱ですが、58%位の数字を目標に 26 年度は実施したいと考えているようでございます。24 日の国の概算決定で、事業主体関係もそこで決定されておりまして、詳細につきましては 43 頁のほうを見ていただきたいと思います。先程、農地維持支払と資源向上支払を説明致しましたが、資源向上支払には、補修と景観形成の他に、施設の長寿命化の為の活動というものも盛り込まれています。これも現在、農地・水の中で向上活動支援対策というのがございまして、これも継続的に、この中で実施していくことになっております。

44 頁につきましては、多面的機能支払で構造改革を後押しするという説明資料でございます。対策前は、農村部では高齢化等で維持管理が大変、都市部の方では道路や水路の維持管理については自治体が負担しています。農業分野の多面的機能につきましては、これまで農村集落の人々が無償で水路や農道を守ることによって維持されてきました。今回の多面的機能支払を導入しますと、担い手への負担が減って、安心して規模拡大に取り組めることになり、担い手への農地集積という構造改革を後押し出来るということが右に書いている通りです。多面的機能の維持発揮、担い手を支える集落共同活動や、担い手以外の人達を含めての6次産業化が活性化するというものです。

45 頁につきましては、農地維持支払と資源向上支払の詳細が書いてあるもので、農地維持支払につきましては農業者のみで出来ますということが記載されています。これまでの農地・水につきましては、農業者及びその他の者が必須条件になっていましたが、農地維持支払につきましては、国で全域に広げて行きたいという国の思いもございまして、農業者だけでも出来ます。農地の草刈りや水路の泥上げとか、そういうものだけに特化してもいいですよということです。これまで農地・水でやってきました花壇の植栽等の環境活動につきましては、資源向上支払の方で行います。農地維持支払の方は、今までやってきたものをスリムアップして新たに創設されたという形になっております。資源向上支払につきましては、これまでの農地・水管理支払を組替したという形で、農業者及びその他の者で構成する活動組織で実施することになります。単価等につきましては、先程も申した通り、農地維持支払と資源向上支払1、資源向上支払2・3ということで、3パターンが表に記載されております。

48 頁を見ていただきたいと思っております。先程説明した、交付対象者の構成を示したのが 48 頁の上のほうにあります。49 頁が交付ルートということで、現在の農地・水につきましては、地域協議会が事業主体となっておりまして、ここに県・国・市町村のお金が入って、活動組織へ支払っているという状況になっています。日本型直接支払につきましても、同じような交付ルートを実施するという内容でございます。

以上が、これまで国のほうから提示されたものでございまして、県としましても 11 月と 12 月の 2 か月でやっと制度の枠組が解ってきたというところでございますので、平成 26 年度の予算につきましては、市町村の意向等を調査をしながら進めていきたいと思っていますので、具体的な方針等まではまだ整理できていないということで、ご了承願いたいと思います。私からは、以上でございます。

【大泉委員長】 ありがとうございます。盛り沢山でこれを議論するのは、また大変なような気が

しますが、どうしましょうか。資料3以降は後でやったほうがいいでしょうか。

【大場技術補佐】 一通り説明を先にさせてもらいますか。

【大泉委員長】 それでは、資料3と4をやりましょうか。

【佐藤技術主査】 それでは続きまして議題の3です。資料3の方について説明させていただきます。平成25年度実施の見込み及び平成26年度活動計画ということですが、私のほうからは農地・水保全管理支払交付金事業について説明させていただきます。

資料3-①の資料をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして1頁。1,平成25年度実施見込みについて,でございます。

まず(1)取組面積と(2)支援交付額を合わせて説明させていただきます。まず共同活動につきましては、今年 525 組織で協定面積 45,000 h a 、支援交付額が 12 億 2,000 万円で実施する見込みとなっております。続きまして②の向上活動につきましては、5 組織で、支援交付金 200 万円で実施する見込みとなっております。続きまして③の復旧活動につきましては 96 組織で、支援交付金が 1 億 4,000 万円で実施する見込みとなっております。

続きまして(3)活動状況について説明させていただきます。まず①の支援研修会等の実施ですけれども, i)の市町村担当者会議は5回開催の見込みです。ii)の共同活動支援交付金にかかる対象組織支援研修会を,8月から9月に県内3会場で実施しております。内容としましては,共同活動の事務手続き,県内の活動事例発表等の研修会を実施。約1,040名に説明しております。続きまして,iii)の復旧活動支援交付金にかかる対象組織支援研修会です。こちらは10月に県内3会場で行っております。内容としましては復旧活動の事務手続き,東北農政局土地改良技術事務所から他地区の経験や長寿命化に向けた補修技術の説明等の研修会を実施し,約230名に説明しております。

続きまして2頁目の裏面になります。②の指導及び支援体制の強化となります。こちらは, i) の地域協議会事務局会議。 ii) の中間指導の実施。 iii) の復旧活動現地調査等。 iv) の共同活動抽出検査を行うこととしております。

続きまして、③県民への理解の促進となります。 i) が8月の仙台七夕祭り。今年も参加させていただきまして、事業の資料の配布・パネル展の展示によりPRを実施しております。 ii) としましては、前回の施策検討委員会でも報告しておりますけれども、4月と6月に開催されました仙台・宮城ディスティネーションキャンペーンの取り組みの1つ、むすび丸花壇の取り組みに3組織が参加し、本事業の取り組みで全国の方のおもてなしをしているという状況です。 iii) としまして、農地・水環境パネル展の開催は、今後開催予定としております。続きまして4につきましては、宮城県農地・水環境保全向上対策地域協議会広報誌「ぐるみ」による発行となっております。本日、配布させていただいております資料で、こちらは協議会のホームページや県からのホームページのリンク等で見ることが出来ることになっております。 v) としましては、活動事例集の作成を今後の作成予定としております。

- ④の宮城県農村振興施策検討委員会ですが、7月と本日の2回実施することとしております。
- ⑤のその他としましては, i)の活動組織実施状況アンケート調査を実施させていただきます。

今現在、実施中でして、結果につきましては次回の施策検討委員会等で報告させていただきます。 ii)としまして、日本型直接支払関係です。先程、高橋班長より説明させていただきましたが、12 月 14 日閣議決定で、この日本型直接支払制度が予算化されております。その制度設計に向けた調査 等の対応を行ってきております。以上で平成 25 年度の実施状況見込みの説明をさせていただきます。

【大泉委員長】 それでは引き続き説明をお願いします。見事に分業が成立していますね。

【大場技術補佐】 担当毎に説明させていただきます。

【大泉委員長】 良いことですね。ではよろしくお願いします。

【髙橋主事】 それでは、引き続き資料3-②の中山間地域等直接支払交付金事業について説明を始めさせていただきます。項目は、1、平成25年度実施見込み等について。2、平成26年度活動計画についての2つになります。

まず資料の1頁目をご覧下さい。こちらは平成25年度の実施見込みとなっております。事業の実施市町数、協定締結数は平成24年度の実績から変化はありませんが、交付対象農用地の面積、それから交付額が共に平成24年度の実績と比べて、若干減少となる見込みです。なお、(4)に平成25年9月末時点での各市町別の実施見込み・交付面積・交付額の見込みの表を掲載しております。

次に資料の2頁目をご覧下さい。こちらは平成25年度の推進活動の実施状況となっております。まず中山間地域等直接支払協定活動支援研修会としまして、11月13日に仙台市広瀬文化センターで研修会を開催しております。他に県の各事務所の直接支払担当者を対象とした会議を5月に開催しております。また情報公開としまして、平成24年度の宮城県の直接支払制度の実施状況について、県政情報センター及び農村振興課のホームページで公開しております。最後に交付金事業の推進に関する指導・助言をいただくことを目的としまして、農村振興施策検討委員会を7月、それから本日の2回開催しております。

資料3頁目をご覧下さい。こちらは平成26年度の活動の見込みとなっております。平成26年度の直接支払事業の実施見込みとしましては、平成25年度に新設された集落連携促進加算に取り組む集落協定が4協定あることから、平成25年度と比べまして交付対象の農用地面積・交付額共、若干増加することを見込んでおります。直接支払い事業についての説明は以上になります。

続いて、資料3-③の中山間地域等農村活性化事業の説明に入らせていただきます。こちらの項目は、1. 平成25年度実施見込み等について。2. 平成26年度活動計画について、の2つになります。

まず資料の1頁目が、平成25年度の基金事業活動実施見込みになっております。今年度の基金の 運用益額はおよそ660万円で、下の表の①から⑧の事業に対して、合計でおよそ474万円を支出す る見込みとなっております。残額の186万1千円は基金に積み立てることになります。

資料の2頁をご覧下さい。中山間地域等農村活性化事業の予算を使用して実施した取り組みのうち,地域活動実践者等養成研修会及び集落支援事業について概要を記しております。地域活動実践者等養成研修会は昨年に引き続いて実施し、今年度は開催に際して、研修会に非農業者や女性の参加があると良いという考え方から、みやぎ生協女性部に部員の方への研修会の情報提供を依頼させ

ていただきまして6名の部員の方に研修会に参加していただきました。

集落支援事業は今年度モデル的に取り組みを実施したもので、詳細については、この後の集落支援事業に関する説明の中で触れますので、簡単な概要のみここでお話させていただきます。今年度は七ヶ宿町と丸森町の3集落で事業を実施しまして、述べ84名の支援ボランティアの方に参加していただきました。先程、大場技術補佐からも説明がありましたが、3集落のうち2集落では、平成26年度も事業を継続するという意向になっておりまして、もう1集落についても年明け1月中に集落との意見交換を実施する予定にしております。

資料3頁目をご覧下さい。まず平成25年度の基金運用の状況について説明致します。平成25年12月時点で基金造成額は、およそ6億7千9百9万円になっており、平成25年度の運用益の使用残額が百86万1千円。資料では百86万3千円となっておりますが、資料の方の数値が誤っております。失礼致しました。この使用残額を積み増ししまして、平成26年度は約6億8千95万円の基金で、運用益の額は6百60万1千円程を見込んでおります。平成26年度の事業については、平成25年度同様、指導員や保全隊の活動支援により地域住民活動の継続、地域の実践を引き出す取り組みを推進していくこととしております。また地域活動実践者等養成者研修会については、昨年度と今年度でほぼ県内全域を網羅する形で開催しましたので、これまでの取り組み内容を踏まえて、開催時期や場所・研修会内容などを検討しつつ継続して実施する予定としております。集落支援事業については、参加者へのアンケート結果や集落との意見交換内容を踏まえつつ、来年も事業を実施する予定としております。農村活性化基金事業についての説明は以上になります。

引き続きまして、資料4の集落支援事業についての説明をさせていただきます。

まずは資料の2枚目をご覧下さい。集落支援事業については、過疎化や高齢者が進む中山間地域では農作業等の作業労働力確保が課題になっているとの問題意識から、集落外部からの協力により集落を支援する体制を構築することを目的として事業を行っております。平成25年度はモデル的な取り組みとして七ヶ宿町と丸森町の計3集落で取り組みを実施しました。

資料を1枚めくっていただきまして3枚目の説明に入ります。今年度、取り組みを実施しましたのは七ヶ宿町干蒲集落と丸森町筆甫中区、耕野芦沢の両集落です。そして支援者の募集先は、仙台市内の4大学及び事業実施集落と何らかの関係がある企業団体で、こちらには直接説明に伺っております。また合わせて農村振興課のホームページに支援者募集のチラシを掲載して、広く参加者を募集しました。各集落での取り組みへの参加者は、干蒲集落の耕作放棄地化したよもぎ畑の再生の取り組みに参加者16名。筆甫中区集落で、ひまわりの種の収穫作業のほうに参加者24名。それから芦沢集落の干し柿作りの支援活動に4日間で延べ44名の参加がありました。

資料4枚目の説明に入ります。こちらは干蒲集落支援活動の参加者に対するアンケート調査の結果です。アンケートを記入していただく時間が短かった為に意見要望等の自由記入がありませんでしたが、全体として参加して楽しかったという内容、それから他集落での支援活動や平成26年度以降の干蒲集落での支援活動にも興味を持っているというような回答が多く、参加者からすると楽しめた取り組みだったと言えるのかなと思っております。また特徴的な回答としまして、社内の人材

育成の一環として、こうした支援活動への参加を組み込むことを検討したいというような意見もありました。

資料のほうを1枚進んでいただきまして、5枚目をご覧下さい。5枚目は中区集落の支援活動参加者に対するアンケート結果になります。こちらも干蒲集落の支援活動参加者へのアンケートと同様に参加して楽しかったという感想。それから他集落での支援や平成26年度以降、中区集落で支援があれば興味があるというような回答が多くありました。こちらの自由記述では、集落内を実際に歩いて見て地区の良さや、今の現状がわかったという意見も沢山ありまして、単に作業支援だけではなくて、地域内の散策等を組み込むというような方法も、地域のことを知ってもらうという観点からは有効なのかなと思っております。一方で地元の方から歓迎していただくことはうれしいが、それが地域にとって負担にならないか心配だというような意見もありまして、今後、集落支援の取り組みを長く続けていく為には、集落側が負担を感じないような受け入れ体制、あるいは支援活動の内容といったことを検討していく必要があると思われます。

資料6枚目をご覧下さい。資料6枚目は芦沢集落支援活動への参加者に対するアンケート結果になります。こちらは活動時期が11月だったんですけれども、情報発信を夏頃に行ってしまったということで、一般参加の方が非常に少なく、参加者のほぼ全員が大学生というような状況になっております。芦沢集落では支援先の農家の指示で、干し柿づくりの行程の一部を手伝うというような形で取り組みを実施しましたが、普段なかなか体験出来ない作業が実施出来たということで、参加者からは楽しかった、また参加したいというような意見を沢山いただいております。

資料の7枚目は、この6枚目のアンケートの結果の続きの文面になっております。支援事業に対して、自由記述、意見要望等が多く来ておりますので、こうしたものに対しては、平成26年度以降、対応出来る部分から改善していきたいと考えております。

資料の8枚目は、今年度の集落支援事業を踏まえての課題等をまとめたものになっております。まず課題の1つ目、交通手段として、集落までの移動の際に公用車同乗を希望する方が多かったことから、支援希望者の現地までの交通手段の確保が必要ではないかと考えております。次に支援目は社会人の参加を見込む場合は、休日のほうが参加しやすいと思われます。ただし大学生の長期休暇期間中の開催であったり、企業として支援に参加する、あるいは企業が認めた上で、社員個人で参加するというような場合であれば、平日でも開催は可能かと考えております。また今年度は全ての活動日で天候に恵まれましたが、雨天時の対応についても検討する必要があるかと思っております。3点目として支援作業中の怪我に備えたボランティア保険への加入が必要と考えております。他し大学としてボランティア保険に加入しているというケースもありますので、支援者募集の際などにどのような人が支援に来るのか、状況を整理する必要があると考えます。4点目は情報周知の方法の検討になります。今年度は大学や企業等へは直接説明し、その他の企業や一般住民に対しては、ホームページ上で事業についての周知を行いました。直接、説明に伺った大学や企業は、支援先の自治体や集落と何らかの関係がありますが、そうした関わりがこれまでなく、ホームページを見て問い合わせがあったという企業・個人がそれぞれ2社7名おりまして、そのうち1社5名から

支援活動に参加していただいたということから、このような取り組みに興味を持つ企業や個人は、 潜在的にはかなり数があるのではないかと思っております。

資料9枚目の説明に移ります。資料9枚目は平成26年度の集落支援の取り組み方向の案となります。まず交通手段については、今年度と同様に現地集合、それから公用車への同乗、公共交通機関の利用という3つの他に、県で送迎のバスを準備するということも検討しております。支援日については、土曜日、日曜日及び祝日を基本として実施する予定です。情報発信については、今年度実績のあります直接訪問による事業説明やチラシ掲示、配布の依頼、それから県のホームページによる情報の発信と合わせて、学生への情報提供を依頼する大学の拡大、それから集落支援に興味を持つ企業や団体の開拓などを進める予定です。合わせてソーシャルメディアを活用した情報発信や、集落支援事業に参加した人のグループ化などについても視野に入れていきたいと考えております。また集落側で中心となる住民の育成や、集落内での取り組み方向性の合意形成などが必要な場合には、地域活動実践者等養成研修会のような内容を集落で開催する、あるいはワークショップなどの専門家を派遣するといった方法で、集落をバックアップすることも考えております。

続いて資料の10枚目になります。資料の10枚目は将来の集落支援体制の現時点での案ということになります。集落支援活動への参加者としては、都市圏などの一般住民の他、企業団体と大学などを想定しております。また支援を必要とする要支援の集落は、今年度は中山間直接支払制度の協定集落からピックアップしましたが、将来的には農地水保全管理支払に取り組む集落、あるいは、ふるさと水と土基金を造成している市町村の集落なども対象とすることを想定しております。また現在は農村振興課で情報発信や企画などを担っておりますが、県が行っているような役割を引き継いで、支援希望者と支援の希望集落との間を取り持ち、マッチングを行うような組織が必要になってくると考えております。以上で集落支援事業についての説明は終了させていただきます。

【大泉委員長】 ありがとうございました。膨大で頭の中を整理しながらディスカッションしなければいけないのですが、そういった意味では少々厄介ではありますけれど、疑問に思った点、あるいは質問したい点があれば、どこからでも発していただきたいと思います。いかがでしょうか。

【沼倉委員】 中山間地域等の活動支援についてのところで、研修会の(1)のところですが、参 集範囲のところに、生協女性部会とあるのですけれども、生協に女性部ってないんですけれども J Aと違いますか。

【髙橋班長】 これはみやぎ生協の会員で、女性の方に参加してもらったということです。生協の 女性会員です。直接理事さんにお願いしました。

【沼倉委員】 生協として出たということではないんですね。

【髙橋班長】 みやぎ生協の理事長さんに、是非参加願いたいということで依頼し、快く引き受けていただきまして、各会場に2・3名、会員さんを派遣していただいたということでございます。

【沼倉委員】 そうしたらメンバーのほうが良いと思います。女性部会員ではなくて。

【髙橋主事】 メンバーのほうが良いですね。組合員さんですね。訂正します。

【大泉委員長】 質問したい事、確認したい事があればどこからでも結構です。はい、どうぞ。

【田村委員】 ご説明ありがとうございました。まず気が付いたところからですけれども。資料4の集落支援活動のアンケートがありました。総括すると参加した人は満足して、次回も参加したいと。食べ物を食べたりするというのが非常に良くて作業体験だけではなくて、ちょっと散策するようなところがあると、尚且つ評価が上がるというのが見えてきたと思います。ただ今後の課題としては、参加者の方も事務局の方も周知というものを随分気にされているのかなと思いました。9頁には、26年度をどういうふうにやっていくかといった中で、基本的には同じやり方を踏襲して、新規改革に努めるということですけれども、今年参加した人に口コミで広げてもらうと結構大きな戦略になると思います。リピーターとして参加いただくともに、お友達に情報を広げて下さいというのは非常に有効な手段だと思いますので、そういったやり方も検討いただくと情報が広がるかなと思います。以上です。

【大場技術補佐】 了解しました。ありがとうございました。

【島谷委員】 私も集落支援活動についてです。マッチングなどの遣りづらいところを良く取り組んでいただいたと思います。参加された方のアンケートを見ますと、とても良かったとか、地元の良さが伝わったとか、やり取りが良かったということが記載されていて、意見要望等は大事だと思いますので、必ずできるだけ詳しくお書きいただきたいと思います。さらに、受け手側である地元の方々の受け入れた印象や感想も必ずアンケートに答えていただき残していくと次に繋がると思います。それから地元の大学は4大学ということでしたが、学生はこういう地域に伺って、1回でも2回でも地元の方々との交流を深めるということは、とても貴重な経験だと思います。そういう意味において県内のいろいろな学校に是非まんべんなくお声をかけていただいて、多くの学生がこういう情報を目にする機会をつくっていただくと次々と繋がって行き、いろいろな意味での啓蒙活動にもつながるのではないかと思います。

【加藤専門委員】 関連です。確かに今,受け手側のアンケート結果が全然ありません。本当に良いことを言ってくれました。あともうひとつは企業にもっとPRする必要があると思います。というのは,建設業界なんかでは,プラスになる方向性があるようですから,まだまだこの辺もPRしてほしいなという思いがありました。ですから学生だけではなくて,農家側の受け手側の声もこのように記載するべきという意見に賛同しました。ありがとうございました。

【大場技術補佐】 ありがとうございます。今回, 4大学に声がけをしましたが, これはモデル的に3集落でやるものであり, それぞれの募集が10名の募集ということでスタートしたものです。そのことから, あまり広く声をかけても仕方ないということで, それらの集落にある程度関係のある大学に今回絞ってみました。当然, 今年からはもっと広げていきたいと思っていますし, 東北学院大学は一番魅力がある大学だと思っていますので, そちらに声をかけるとたくさん来てもらえるのではないかと思っています。

正直言いますと、芦沢集落については、あまり参加者が来すぎて断ったということが実際はありました。予定していた人員に対して、受け手側である柿農家1戸で柿に病気が発生してしまって、受け入れられなくなってしまいました。4日間とも10名の募集でしたが、実際の受け入れは8名が

限界という話になりました。ところが、結果的に多い時は15から16名も来てしまった日がありました。この場合は、手違いというもありましたが、天気にも恵まれ、結果的にそのようなケースもございましたが問題なく実施できました。

私達も実際行ってみて、天気が良ければ何人来ても受け入れられるとわかったので、今後は天候のことも考えながら企画していく必要があると考えています。ただし、今年と同様に単純に続けるのではなくて、出来るだけ地元の方々が自ら企画出来るような形で、仕向けていきたいなと考えております。

それから、受け手側のほうの話ですが、アンケートをとっていませんでした。ただし、実施後にもう1回直接集落に行って、今後どうしますかというお話を聞いています。今時点では、3集落のうち未だ1集落しか実施した後の感想を聞いていませんが、他の1つの集落については、既に実施する前から来年も継続して実施するのでよろしくと意思表示をされていますので、その集落については継続して実施すると位置づけております。もう一つの、最後に実施した集落につきましても、来る1月16日に集落に行って話し合うことになっております。話し合いを行うということは、当然集落では継続するということを前提にしているものと考えています。

ただし、今回これらの支援活動を実施してみて、今後に向けていろいろな課題等が実際にあります。特に我々が一番感じたのが足の問題ですね。現地までの足をどうしようかと。今回は東北福祉大学がバスで来てくれました。大学の職員が自らマイクロバスを運転してきて、大学職員も一緒に参加したという形でございまして、参加した大学の職員の方々も積極的に作業してくれまして、来年も是非やってほしいという要望を既に言われている状況でございます。

受け手側のほうは、まだ感想を聞いていませんが、参加した側については大変満足して帰っているという結果です。来年も継続するという話を、まだ直接会ってしていない集落がございますが、 実際参加して見た感じでは、受け入れた側も旦那さんだけではなくて、お母さん、お嫁さん、息子さん、そういった方々も大変喜んで、にこにこしてやっていましたから、受け手側についても大変好評だったと感じております。

【大泉委員長】 いずれあとでアンケートというか,インタビューをするんだね。

【大場技術補佐】 インタビューは当然します。

【髙橋専門委員】 関連です。今,資料1を見てて、9頁ですか。今のお話ですが,モデルを3つ, 平成25年はあえて非予算的手法でやりました。これを継続していけば訪れる人が集落に住みたくなって,ハッピーエンドだと。よく見ますと集落が望んでいるのは対応の1の①のところにあります。 望んでいる集落は122件で,相当の集落で入れたいんだけれども。必要性は感じているけれども ね・・・という状態なんですよね。その中からどういう理由で3集落にしたのか。それから継続というのは同じ集落だけを特化してやっていくのか,他に広げるのか。関連して,非予算的手法ということで進めるのか。お金はたっぷりあるはずでしょうから,もっと広げる為には足の問題であれば、足を解消する為の手立てを今後どうするとか,といった一歩踏み込んだ考えはどうでしょうか。

【大場技術補佐】 まずお金がたっぷりあるという話がありましたが, そんなにたっぷりあるとい

うわけではありません。今回は非予算的手法でやっておりますが、先程の来年度のふる水の予算の 説明を担当からしましたが、その中では、そこまで詳しく説明していませんでしたが、バス代も見 込んでおります。このような取り組みに際して、交通、足の確保をふる水の予算を使って来年はや っても良いように予算を確保していますし、その他に、リーダー育成研修ということで、集落の方々 の意向をまとめる為のワークショップを開催し、その際に、まとめるコーディネーターといった専 門化を派遣するということも、引き続きふる水の予算でやりたいと考えております。

それから3集落に絞った理由ですが、これはアンケートの中で、対応①の上のほうにあります、外部からの人の受け入れ取り組みをしていると回答したところが7件ありましたが、その内、定住・移住ということに既に取り組んでいる、という集落が3集落ありました。すべて大河原管内に偏ってしまいましたが、そちらの3集落に直接このような取り組みをやってみましょうかということを聞いてスタートしたという経緯がございます。

それから今年実施した取り組みは、実施したところはそのまま継続しますが、その他にこのような取り組みをやっていきたいという集落が他にあれば、そういう集落に広げていきたいと考えております。しかし、現在は直営でやっているものですから、大体3から4件位が限界といったところです。そのため集落自らがこのような取り組みをやれるようになってくれれば、私共も別の集落に手掛けられることになりますので、このような形で広げていきたいと考えております。

それから、先程のリーダー研修の中で地域活動実践者等養成研修会をふる水でやったと説明しましたが、その研修会でアンケートをやっています。そのアンケートの中で、このような取り組みをしてみたいですかというアンケートの内容ですが、興味はあるけれども今すぐは・・・というところが結構多かったんです。1 集落だけやりたいという回答が来ていますが、無記名回答だったため、どこの集落かまではわからないので、どこの集落か探しだしたいと考えています。こちらからまず声をかけ、実際にやってみて、良いものだということが解れば進んでいくのではないかと感じでおります。

【文屋専門委員】 今言われているモデル地区になる為の、高橋専門委員もおっしゃっているように、枠組みというか、例えばその集落の募集のためには何戸以上とか、、そういうものはあるんですか。

【大場技術補佐】 すみません。最初は集落ぐるみでそういった取り組みをやってみませんかということで、話を私共から出したのですが、結果的には3集落でもいろいろパターンがございました。 具体的に言いますと、干蒲集落につきましては、よもぎを栽培している2戸の農家、ここからのスタートになってしまいました。地区でまとまりきらなくて、2戸でスタートしました。ただし、それが今年1回実施した結果、来年はよもぎ部会という6戸の農家からなる部会ですが、今度、その部会全員で来年は取り組むということに変わってきております。それから、中区集落では集落全体でやっていくことになっています。芦沢集落につきましては、柿農家が受け入れということで、農家個々の取り組みでございまして、最初4軒位でやる予定でしたが、1軒が柿の病気で駄目になって、結局3軒になってしまいました。

【髙橋専門委員】 そうすると、特に枠というものはないの。

【大場技術補佐】 特に枠というのはありません。

【大泉委員長】 髙橋さん、何か補足があるの。

【高橋班長】 私も今回, リーダー研修会のほうに一緒にスタッフということで参加しての感想です。やっぱり今回資料に書いてある通り, 54%が必要性を感じている・・・ですが, みんなそれぞれ何かをしたいとは思っているようです。そもそも集落での話し合いがなかなか出来ない, 寄り合い自体もない。そういう中で新たな事も出来ないということが一番の根本的な問題でございまして, 今回, その辺のステップアップの第一段階として, 話し合いをする雰囲気づくりをしましょうという事を目的に, 今回リーダー研修会を開催しております。まず始めから何かをやるというよりも, ひとつひとつステップアップをしながら,事業を進めていきたいと思っているところでございます。 それでな3件以上あるかというと, 確かに手を挙げてくるところがなかなか無いんです。当然あれば, うちのマンパワーで100%やりたいと思っているのですけれど, なかなかまだそこまでいってないということが現状だと思います。

【菅原次長兼課長】 課長の菅原から言いますが、本当は当初、他の管内でもモデル的に今年やりたかったのですが、今いろいろ説明したようなことから大河原管内に集中したということです。出来れば大崎、栗原、登米とか、各管内で少なくても1件位づつはモデル的にやってみて、それぞれの地域で広がるような方向にもっていきたいと思います。

いずれ、地域での合意形成というか、皆さんでやりましょうという機運がないと進んでいかない ものですから、まず啓発から、声掛けからして来年取り組めるところに声掛けをしながら、各課で 出来るところは進めていきたいと思っておりました。

【長田委員】 これまでのお話と重なる部分があると思うのですけれども、この取り組みを見て、随分甘いなと、良いとこ取りしている。豪華なお昼ご飯をごちそうになって楽しかった。どっちも楽しかった、楽しかった。これで良いのかという気がちょっとだけ致しました。これは究極の目的と言うか、秘めた狙いは、新規就農者を増やしていきたいという県の思いがあるのではないかなと思うんです。やっているところを見ると、みんな高齢化がすごく進行している地域なので、余計にそういう感じはするんですが、これ宮城県内の大学生中心でいいのかなというのもひとつあります。ですから、もし究極の狙いが新規就農者を増やしていこうという秘めた志があるのであれば、これを除々に拡大して、宿泊も含めて首都圏などにも発信して、首都圏のフリーターとか、そういう人達がいっぱいいますから、そういう人達も含めて、NPOとかも含めて、PRして、宿泊も含めた取り組みを除々にするということがあってもいいのかなと感じました。とにかく今はまだ農家、農村に来て、おもてなしをされて喜んで、ちょっとお手伝いして日帰りで帰っていくということなので。スタートですからこれでも仕方がないのかなと思いますが、ちょっと甘いんじゃないかなという気が致しました。

【大場技術補佐】 ありがとうございます。

【鈴木専門委員】 長田さんの話とも少し近いのですが、折角ここにUターン・Iターンによる定

住者、移住者の確保とあって、今の大学生の話は、どちらかと言えば I ターンが狙いなのかな。経験したことのない方の狙いなのかなと感じました。私自身、Uターンのほうが実は意外に現実的では。 I ターンで農家をやるって、すごくハードルが高くって、そこに定住するまでということも、それはやったほうが良いし、当然やるべきものですけれども、Uターンというのもあると思うので。

うちの主人も 55 歳でサラリーマンですが、給料がカットになってということもあり、こういう時代ですから、もしかすると今、退職というのも 60 歳からどんどん早くなってきており、55 歳とかになっているので、Uターンで退職後やっぱり戻ってやろうかなという人もいるのではないかと思います。あるいはもうちょっと近くに。例えば石巻だったら、近くの石巻市内に住んでいるから通えるとか。そういう人を狙うなど具体的にどのように広げていかれる予定なのか、その辺の策をお伺いしたいと思いました。

【沼倉委員】 私もちょっと長田委員の意見に近いのですが、これは参加者から会費というのは頂いているんですか。

【大場技術補佐】 会費はとっていません。

【沼倉委員】 そうですか。やはりこれを長く続けていく為には、参加する側にも往々の負担をしなければいけないと思うんです。何よりもやはり受け入れる側は、最初はやっぱり頑張るんですけれども、これは続きません。疲れます。ですから、そこら辺りもきちんと話し合っていかないといけないのではないかなと思います。それから足ですけれども、生協の話になりますけれども、以前、生協で産地に行く時に仙台駅に大型バスを1台置いて、そこに集合してもらったんですけれども、雑草取りというと人が集まらなくて。各自産地へ行きましょうと現地集合にしましたら、雑草取りにも沢山人が集まるようになりました。と申しますのは、家族連れでも来れるし、少し早く帰りたい人は自由に帰れるし、少し遅刻して来る人も参加できるし、ということで、原則としてやはり現地集合というのが長続きをするコツではないかなと思います。勿論、年齢的に足がないとかという人の為に、何かを準備するというのはよろしいかと思います。

それから県の狙いが I ターン、新規就農者とか、そういう人を求めているのであれば、やはりそこにひとつの小さな産業が生まれないと、なかなか来れないと思うんです。例えば七ヶ宿のよもぎなんて言ったら、よもぎで何か一つ考えることが出来るかもしれないかなと、私なんかは思うんですけれども。そういうこともやりながら、まずは他の地域から人がいっぱい来て、風通しを良くして、にぎやかにして、というのを一等最初の目標にするのは早いんじゃないかなと思いました。

【大場技術補佐】 いろいろありがとうございました。少し誤解なんかもございますので、説明させていただきますけれども、今回の援農ボランティアは、基本的には手弁当で行くという原則でスタートしていますが、集落の受け入れ側があまりにも気を使って、少し豪華に出してしまったという点がございました。3つの取り組みの内、最初の2つは手弁当で募集しており、あと最後の干し柿作りにつきましては、交通費の助成ということで、アルバイトの延長という感じになりますが、こちらは10時頃から4時頃まで、本当に休みなく働いていますので、結構な労働力の提供にはなっています。本来であれば、シルバー人材センターを雇ってお金を払っているのに対し、その部分を

代わってやってもらっているのでお昼ぐらいは出しますということです。さらに、ここについては 交通費の助成ということで 2,000 円を出すということでスタートしたものですから、ここは逆にお 金をもらっているというケースです。アルバイトに行っているというイメージもございますけれど も、それでも受け入れ側は良いということでスタートしたものでございます。その他の取り組みに ついては、あくまでも手弁当ということでスタートしましたが、受け入れ側が気を使って、せめて 簡単に味噌汁・漬物ぐらいでよかったんですけれども、更におにぎりも出していただいたということで恐縮してしまったということです。参加者は全員、弁当を持って行っています。そういうことで、今後は受け入れ側の負担にならないよう、参加者もそう思っている方もございますので、その 辺は今後検討していきたいと思っております。

それから足の部分ですね。現地集合というのは多分一番良いと思いますけれども、電車とかで行ける所であれば、行き廉いのですけれども、やはりバスでしか行けないようなところだと、バスの時刻が決まっていますので、なかなか難しいのかなという気はしています。その辺は私共も課題だと思っています。

宿泊の件ですね。これは今回の参加者の中にも、宿泊を希望して来ている方がいましたが、受け 入れ側が、そこまでは未だ熟してないというのが実態でございます。今後とも、折角来ていただく のであれば、そういった形で宿泊を伴った援農のスタイル、こういった形にもっていきたいなとい うことを集落には言っております。

【加藤専門委員】 私は常に受け入れる側の立場なものですから。みやぎ農業振興公社の理事長さんがいらっしゃいますけれども。今,田舎では人・農地プランがありますね。そういった中で,Iターン,Uターンを少し考えてほしいなと思います。それから先ほど産業が起きると長田さんから話がありましたが,地域に何か仕事がなければ残れません。飯を食えるかということを前提にした中で対応していかないと,受け入れ側は長続きしません。

ですから、現地集合という話がありましたが、最初から草取りだ、田んぼに入るんだ、というような形では人が来ませんので、それをいかにして、遊びの心を前に出して、そして農家が苦労しないような受け入れ体制を構築することが、非常に大切な事だと思います。グリーン・ツーリズムも担当しているでしょうから、グリーン・ツーリムズ的ないろいろなとらえ方が出きると思います。

これは非常に地域にとっては、地方にとっては、良いことだと思いますので、大いに頑張って下さい。

【大泉委員長】 ありがとうございます。

【真木副委員長】 今までのそれぞれの委員から出た話について、私も大賛成ですが、やり方等はまたいろいろ考えていただいて。是非長続きするような取り組みをしていただければいいなと思うのですが、基本は根本的にこの政策で、Uターン、Iターンによる外部からの定住・移住を政策目標にするというのは如何と思います。政策目標としてやった場合、全く目標を達成されてないということになってしまいますので、先程、大場補佐から援農という言葉が出ておりますので、その辺のところを目指してやっていく。限界集落という言葉が良いのかどうかわかりませんが、そういう

農村集落を手助けしていくというところを政策目標にしないと。いきなりこんな高いところにして しまうと、ちょっとどうにもならなくなるのではないかなと思いますので、目標を高く持つのは結 構ですけれども、もう少しここのところは考えるべきではないかなと思いました。

【大場技術補佐】 ありがとうございます。

【文屋専門委員】 資料の2のほうを事前にいただきましたので、どこからでも切り込んでいいんですよね。話があちこち飛んで申し訳ございませんが、その中でまずひとつは6次産業という言葉が出ているので、これをご説明願いたいということがひとつです。

1次産業・2次産業・3次産業というのが、子供の頃から聞いてきた中で、1次産業に対する経済的な利益というか、潤いというか、そういうものが非常に薄いというのが基本的に農業というものにはあり、皆さんで、我々も含めて検討しているというのが根底にあるのかなと思います。もう少し税制の部分にしても、多面的機能というようなものが背景にございますので、是非ひとつ、農業と里山、要するに自然が持つ国土に対する価値観というものを、一緒に考えないで、農業の米とか農産物の生産というものと国土の保全という多面的機能というものを分けた考えの中で、優遇税制という補助金制度。旧態の改善から新しい改善策というものが列記しており、言葉では巧みにこれから未来に向けた展望が開けますよという言葉なんですが、やはり助成金の廃止だとか撤廃、そういうものが目立っている中の政策というものも、やはり検討しなければいけないのかなと思います。まず6次産業という解釈について、ある人には大体聞いてはみたのですが、まずこの場でご説明を委員長、お願いしたいんです。

【大泉委員長】 6次産業の定義みたいな話ですか。

【文屋専門委員】 そうですね。

【大泉委員長】 わかりました。今, 急に話が飛んでしまいました。集落への支援の有り様というところで議論していたわけですけれども。構わないのですが, 日本型直接支払への過渡的な話になるかどうかわかりませんが, 6次産業化について説明せよ, という話ですので。

これまでの話を聞いて若干整理させていただきますと、去年3つの集落を対象にして、県の担当が一生懸命頑張り、その成果がある程度出たという話で、良かった点と課題、今後に引き継がなくてはいけない問題が整理されたということで、多分この13頁の図が出ていると思います。問題は持続可能なのかどうかということと、それから集落支援ですね。集落支援員とか地域おこし協力隊というところが、今回のプロジェクトの目的だろうと思います。だから地元に住めば良いねというのがその後に続く思いであって、事業としては集落支援ということで良いだろうと思うのですけれども。その際に企画をどこがやるか。あるいは実際の企画をやってお世話係をどこがやるかといった辺りが、除々に県から地元に移していかなきゃいけないですよね。そこをどうするかということがまだ見えていないんだろうと思うのですが。先程、県OBのNPOがあるとか、ああいうところを使うというお話がありましたので、そうしたNPOにお願いして出来るものなのかどうか。予算はふんだんにあるような話も出ましたので。それで最終的には地元の方々が企画していかないといけないと思うんです。この3つの取り組みを除々に広げていくという場合に、どういうところが手を

挙げてくるのかというと、ふる水のリーダーですね。リーダー支援をずっとやってましたよね。あ あいうところはだめなんでしょうか。あまり手を挙げてこないのかな。ここにもいらっしゃるけど。

【大場技術補佐】 指導員ですか。

【大泉委員長】 そう, 指導員。

【文屋専門委員】 そこがわからないのが実態だね。だから先程、どういう企画ですかという、そういうものをお伺いしたいんですけど。

【髙橋専門委員】 狭いんでしょうね。

【大泉委員長】 狭いんだね。そういうところにも声を掛けていくということが必要なんでしょうね。

【大場技術補佐】 ふる水の指導員さんについて、あまりこの情報が指導員の方にいっていないというのが実態でございます。今年は指導員を集めた研修会をやろうと考えていまして、このような情報もどんどん提供していきたいと思っております。それから後、今回の3集落について、我々県が直接企画してやったんですけれども、やっている中に集落支援員とか、地域おこし協力隊とか、あと復興支援員という方々が顔を出してきたという状況でございます。

【大泉委員長】 何で俺を使わないんだって言われなかった。

【大場技術補佐】 今回は、集落支援の取組後に主に任命されたという状況です。今後はそういった方々にも一緒に入ってもらってやっていきましょうねというお話を今しているところで、そいった方々を逆に利用出来ればいいかなと思っているところです。

県OBのNPO組織の話がありましたが、この組織は、農地・水とかを支援するということで出来ている組織で、この取り組みとすぐに結びつくかどうか。全く結びはつかないということではありませんが、全部任せられるという組織ではないと感じでいます。

【大泉委員長】 わかりました。引き続きこれは後で議論していく課題にはなろうかと思いますが、 6次産業のことについて、忘れないうちに。

【髙橋班長】 なかなか、農村振興課で答えるのが難しいテーマでございまして、基本的には今回の日本型直接支払、農地・水も共同で行うということがまず活動の主旨でございまして、今回、農地維持支払いにつきましては、担い手には農業生産の主たる作業してもらって、その他の兼業農家さんなど集落のみんなで農地の維持管理をしてもらう。そのような維持管理を行うための話し合いの中で、例えばこの地域で直売所を作るとか、農家レストランをやるとか、そういうことがこの事業の企画になればいいかなと考えています。そういうことで6次産業化という言葉が出てきていると考えています。農地・水の事業も草刈りとかするだけではなく、あくまで地域コミュニティーの活性化、そういうことも含めて事業実施に取り組んできましたので、その延長線上と考えてもらえればいいかなと思っております。

【大泉委員長】 日本型直接支払についての話に入ってきていますが、これはどうですか。宮城県はお金が掛かるから勘弁してよという要望書を上げてますけれども。全国知事会でも、ちゃんと予算措置しろよなという話ですからね。東北もそんな感じでしょうか。様々な課題があろうかと思う

のですが。これについての議論をどうしましょうか。いかがですか。はい、どうぞ。

【髙橋専門委員】 ちょっと難しい話なので、時間の関係もあるかと思いますが。先程、委員長がお話されたのとも被るのですけれども。いろいろ経過も含めてお金が大変だという話だとか、言ってはいるものの、もう既に閣議決定で決まっていると。ちょっとお聞きしたいのは、この間も先般、首長さん、理事長さん方を集めての地域懇談会があったわけですが。今の政府が中心になっているわけですけれども、車の両輪という形で、経営所得安定対策とこの直接支払日本型という名前があるようですけれども、こういうものをやっていくということを前提とした場合、今現在のカバー率は、農地・水で40弱。それを60まで持っていくというのが国の考えだとすると、宮城県でも応分のカバーを意識していくというのが前提にあるんでしょう。いわゆる面積を増やしていくということがひとつあると。それから一方では、農地・水というものに、今度は農地の維持、作る為というような新しい項目立てで、単価的なアップもあるわけですよね。そういう量と厚み、単価の高さ、それも上がってくるとすれば、膨大なお金がかかるということになるわけですけれども、さて県としては今後、どのように考えていくのかということがひとつです。

それから関連ですが、今の農地・水の取り組み状況を出していただいた資料があります。資料3の1頁ですか。これを見ますと、共同活動が525組織で、45,000 h a。ところが向上活動が5組織で1,500 h a。復旧活動が96で約8,000 h a。これがシフトするというという説明のペーパーにいきますと、復旧活動というのはどうなるんだろうかというのがひとつ心配になります。

それから向上活動というものが、これからいわゆるストックマネージメントみたいな施設の長寿命化、そういったものもやっていくような背景が整いつつありますので、こういったものに対しての県としての誘導の仕方、そういったものを重層的にやっていかないと。日本型という完たるものの、地域に対する貢献度合いの高い政策には乗っていけなくなるのではないかな。こういったものを県としてはどのように考えていくのか。この2点をお聞きしておきたいと思います。

【大泉委員長】 誰が答えるのかな。

【髙橋専門委員】 次長さんじゃないですか。

【菅原次長兼課長】 閣議決定では 480 億ということで額は示されましたが、新聞紙上によると対象面積について平成 26 年度は 250 万 h a から 300 万 h a ということで 6 割を考えています。今,宮城県では 45, 000 h a ですから 6 割だと 7 π h a 位になります。

7万 ha から 45,000ha を引くわけですから、25,000 h a を増やすということで、なかなか復旧復 興事業等で財政的にも大変な中、単価もアップですから、県の負担も倍増以上するというような形 になって非常に厳しいわけですが、だからといって手をこまねくわけにはいかないと考えています。

当然、地域の意向も踏まえなければならないということで、市町村の意向をまず確認するため調査した結果を踏まえ、方向性を決めていきたいと思っております。少なくても農地維持支払については基礎的な部分で、多分農家の皆さんも期待している部分が多いので、ここは何とか個人的な話になろうかと思いますけれども、私としては伸ばしていきたいなと思っております。あと資源向上支払。これは現在取り組んでいるところを中心に、意向を確認しながら進めていきたいという方向

では考えております。

あと復旧活動については、復旧活動支援交付金については、復興庁予算で確か別枠で継続される 形で閣議決定されたはずです。

【髙橋専門委員】 日本型直接支払とは違うの。

【菅原次長兼課長】 これは、東日本大震災による被害の復旧という特定の目的に対する復旧活動 支援交付金ですので、復興庁予算の中で措置されていて、今年平成25年度ですから、基本的には今 年までですが、1年間延長されています。

【髙橋専門委員】 それに関連ですが、この間の国からの説明を聞いたところ、今度は法律化して、法に基づいた金の流れということになると、そうすると、行政を飛ばして一気に国から地元におりていくということになるわけです。そうした場合に、母体となる組織、これが非常に複雑になってきます。今説明があったように、農地を維持するという部分がひとつ、それから共同活動というか、今度、資源向上と新しく衣替えする部分で、内容は農地・水の草刈り・枝払いの類がひとつ。それからストマネのような長寿命化と言われている土地改良区に関連してくる部分がひとつ。それに合わせて農地の復旧。こういう四つ巴の形態で、これから数年間やっていくということになると、母体のコアは何が中心になるのかというのが心配です。

今のところ、復旧活動というのはおまけみたいな形でやっている。特に仙台だとか北部だとか、そういった方々も多くやっているわけだけれども、共同活動有りきで根底的に結びついている組織です。それがこれからは、農地維持支払3,000円が中心となって、単価がそれに2,400円の部分だったり4,400円の部分だったりというのが加算システムになってくるわけだから、農家の目線はお金のほうに行くわけですよね。これからの考え方を整理していかないと農地・水から、いきなり日本型直接支払にいく時に、ぶれるのが心配だなと思っています。

我々もこの間の地域懇談会でお話したのですが、農地の概ね85%は土地改良区がカバーしているという実態がありますので、これからは否応なしにひっぱりだされるだろうと、いろいろな意味で。そういうことからすると、この辺の考え方をきちんととらえておかなければ、農家というものの上にある組織というのは、農協もあれば同じように改良区もあるということで、お金というのは非常に興味深いものですから、整理していくというのを、当然これから考えていただくわけですけれども。

今の農地・水の事務局を土地連がやっているというところが増えていくという時に、中心となる 組織がどのようになっていくのかが心配です。言い換えれば、活動実態というか、活動母体をどう するかというのも検討していただきたいと思います。

【菅原次長兼課長】 追加資料になっていますが 48 頁に交付対象者,活動組織について,上のほう に農地維持支払と資源向上支払があって,農地維持支払については,農業者のみで構成される活動 組織,またはその他の人も入ってもいいというパターンです。ですから農業者のみでも成り立つ。ところが資源向上支払は農業者と非農業者。いわゆる地域住民ですね。地域ぐるみでやらないと成立しない活動だということです。今までの農地・水については,資源向上支払の概念です。ですか

らそういう組織を母体にしていれば、農地維持支払は継続させられます。

今 525 組織の農地・水の組織で活動をやっていますけれども、この農地・水は2期目の2年目になっています。本来、2期目の活動協定は5年間続けるということですので、もう3年あったわけなので、今活動しているところは、今の組織を活用した中で、それぞれの支払い交付金に応じて、会計を分けるなりしてやるのが一番いいのかなとは思っていました。

【大泉委員長】 残りの新たに作らなくてはいけないであろう 25,000 h a については今後どうなるの。これらの地域については、農地・水をやっても俺のところでは事務局はいないし、やれないよというので、今までやらなかったのですよね。

【菅原次長兼課長】 これについては、あとは市町村の意向もあったり、地域でそういう活動が出来なかった、そもそも合意形成が図れなかったというところもあります。それなりに取り組みたいということで、農地維持だけでいいよということであれば、農業者だけで組織化というのは有り得るのかなと思っています。

【髙橋専門委員】 唯マスコミが先行しているから。米の直接支払 15,000 円が 7,500 円に下がるというところから始まった話なわけよね。というのは農家の皮算用では、減らされた分はフィードバックして我々の方へ入ってくるものだから、当然、今まで参加して手を挙げている方々というのは、県が思うようなシナリオにはならない訳。残念なことにね。だからこれがはたして農地・水というこれまでやってきた目的、活動の内容、そういったものとは少し異なるものだということをあらかじめ頭に入れておかないと、いただきたい 5,400 円をもらう組織が出ると思うよ。共同活動なんかしないで。そういうことで来られた場合の政策論をもっておかないと。農村振興課で何故それをやるのということになるかもしれないが。

【加藤専門委員】 農家は新しく 5,400 円をもらえるもの思っていますから、そのように高橋専務が言うように整理していかないと、県そのものも。あと市町村もそうです。

余計な話ですけれども、中間管理機構とかも、こんなものいらないよと、末端市町村では。これ は例えばの話ですよ。

というのは、政策がらみで、市町村の農林課をあげて、支援センターみたいなものを立てていたほうがいいですよね。そういった時に余計なものが出来あがってくると、ある市町村ではいらないよ。例えば農地・水を今までやってきたけれども、これは入っていない農家であって、今まで農地・水をやっている集落であっても、これは農地・水とは別に農家に入ってくるという受け止め方をされていますから、その辺の理路整然と説明していかないと大変なことになります。確かに専務が言った通りです。

【大泉委員長】 それは僕にとっても驚きなんですが、農家に直にいくというふうに理解されているんですか。

【加藤専門委員】 そういう感覚がありますね。ですから昨日、実はうちの方で農政局のある方が 来て曖昧な答弁をして帰りました。ですから農家側はもらえるんだと捉えている方が結構いるよう です。違うと言ってもそこまでは答えを出していきませんでした。 【大泉委員長】 以外と情報が正確にいってないんですね。これはそもそも今、県でどのぐらい使っているんですか。

【菅原次長兼課長】 確か一般財源で3億5,000万円程使っています。ですからそれの4倍ですから、約12億の事業費となります。

【大泉委員長】 12億になっちゃうね。

【菅原次長兼課長】 525 組織。

【大泉委員長】 だけどそれは交付税で補われるのでは。

【菅原次長兼課長】 3億5,000万円のうちの半分が普通交付税措置。あと残りの半分が特別交付税措置。ただ交付税の場合は国の枠がありますし、あと基準財政需要額という概念がありまして、その計算上には入っているのでございますが、各地方公共団体の財政力によって、交付額が頭うちだということで、この取り組みをしたから、支援をしたからといって、プラスアルファーで戻ってくるという単純な形にはなっておりません。

【大泉委員長】 市町村の場合ね。

【菅原次長兼課長】 県も同じです。

【髙橋専門委員】 マスコミでは6%と4%で、もうすでに報道されているでしょ。

【菅原次長兼課長】 ですから、そういう計算とするとそうなります。

【髙橋専門委員】 75%なんだから。

【菅原次長兼課長】 県も市町村も負担は25%づつなんです。それの県は75%が普通交付税と特別交付税で措置されますので、それを差し引いた残りが6%残るわけです。全体を100にしますとね。一方、市町村については25%のうちの85%ですから、残りが3.75%になります。四捨五入すると4%ということになります。実質負担は6%とか4%という新聞紙上で記事になっておりますけれども、あくまでも計算上です。

【大泉委員長】 この日本型直接支払というのは、現場では複雑になっているということを、この会議で初めてといっていいぐらい理解したんですが。要するに、お金の問題は交付金で手当てをするから、そんなに目くじらをたてるようなものじゃないと思っていたけど、知事さん達はそうでもない要望書を出しているし、そういう意味では大変なのかなと思わないことはないんです。それと同時に、さっき文屋さんがおっしゃったけど、産業政策と地域政策を今回は完全に分けましたよね。だから産業政策は経営所得安定対策でやって、地域政策は日本型直接支払の多面的機能支払でやるという話だけど、その際の多面的機能支払の部分に関しては、今まで土地改良でやってきたような部分も含めて、農村のいろいろな施設の維持管理補修というものを、農業者の人達がやることによってそれに対して補助しますよという話だから、農家が何もしないでもらえるという話ではないわけですよね。農家の懐に直接入る話ではなくて、高橋さんがさっきからおっしゃっているような組織が必要とされるわけだけど、その組織の活動は多分、今のお話だと、事業ごとに作るという話になっちゃいますよね。資源向上はやらないで、農地維持の方だけをやる組織をまず作ろうという話になってくるんですか。そうだとすると、今までの農地・水の活動はあまり変わらないということ

ですよね。そこを増やしていくという時に、一番のネックは何かといったら自治体の問題もあるだろうけれども、現場の人達の業務過重というか、やってられないよという話が一番多いわけで、本来これは頭の中で考えた限りは、プロの農業者はどんどん農業をやってもらって、それで農村の中でもう農業を辞めた、でも農業に関わりたいという兼業農家だとか高齢者達が、農村の中の共同体の一員として何か農業に関わるという、そういう場としてこの農地保全みたいなことを考えて、その人達が多面的機能を維持する。

あるいは農地の畔道を管理するという話になってくると、一方ではプロの農家が農業に専念して、 アマチュアの農家の人達は、農村の多面的機能の維持の畔草刈りとかに行って、それでお金が貰え るからいいのではないかと。こういう仕分けをしているけれども、だけどそんな単純なもんじゃな いということですかね。

それで思い出したのは、例えば登米とどこかに調査が入りましたよね。登米が調査に入った時に、彼らは何をどのように調べていって、この政策に結び付けたのかだよね。多分、本当のことを言うと、これが除々に組織化して、土地改良のやっているようなことに結び付けばいいと本当のところは考えているんです。農家の人達と土地改良区が、そこに支援しながら、ある意味、土地改良区みたいなのがこういう形で行き残っていく。新たな仕事を得て、組織として将来とも重要な組織として残っていく。そういうパターンに考えているけど、どうもそうでもなさそうだなと今の話を聞いていると思います。だからそこはどのように突破していかなければいけないのかということを真剣に考えておかなければいけないなと思いました。とにかく増やすということが至上命題なのか、何が今の課題なのかというところが整理されているとすれば教えていただけると非常に有りがたいですけれども。どうでしょうか。

【菅原次長兼課長】 はっきり言って整理はまだされていないです。詳細が示されていないので。まずは先程,加藤専門委員がおっしゃったように,日本型直接支払という,新しい概念の制度ですけれども,そういう直接支払ということで農家の皆さんは,直接貰えるものという誤解を生んでいるということですが。日本型直接支払の概念は、日本型でないのと何が違うのかというので,いろいろと国にも聞いているのですが,聞くところによると,EU,ヨーロッパとか,イギリス諸国のUKとかは,EUの共通の農業政策なり,UKの独自政策で,直接支払制度をやっているわけですが,個々の農家が申請して農家がもらうということで,全てEU共通農業政策なので,EUなりそれぞれの国が国庫全額で支払っているという政策です。

それとは違うわけです。何が違うかというと、日本型直接支払は共同でやっている。やはり和を 以て貴しとなすなので、日本型の日本型というのは、共同活動をして、それにかかる資材費なり、 賦役に対して日当を支払うというのが日本型なんだということで、その面積に応じてその農家に支 払うという概念ではない。そのことを誤解が生じないように、農家の皆さんに理解してもらうため のPRと言いますか、啓発活動も必要なのかなと思っております。

あと大泉委員長から事務のいろいろ煩雑さで取り組めない地域も多いという話もありましたが, 実際、宮城県内では、亘理町全域で農地・水に現在取り組んでいまして、その事務的な部分、活動 の実績報告や活動状況の確認などを行い、1人1人に支払わなければならないわけですので、その 辺のとりまとめ事務を亘理土地改良区に、それぞれの活動組織から委託をして、まとめてもらって いるという事例があります。そのように、改良区が大きな役割を果たして、事務局の個々の組織の 事務を軽減をしているという取り組みです。他県でもそういう事例が多いです。そこら辺で改良区 の役割、いわゆる農地を維持し、農業の振興を図るという部分では、ますます改良区がそういう役 割を担っていただくように、改良区への啓発と言いますか、PRも必要なのかなと思っております。

【大泉委員長】 要するに面積を増やすには、改良区がイニシアチブをとって、こういうことをやりましょうよといって、事務局も改良区がやるからね、その代わりに、参加者何百人といるけれど、その共同活動費は全部改良区に入りますよというスキームを作ればいいんではないかと思いますが違いますか。そういうのはやっては駄目なんですか。

【菅原次長兼課長】 まずは、活動したそれぞれの農業者に払うというのが基本です。賦役に対して活動組織は支払うものです。

【大泉委員長】 それは会計上そうやればいいんであって、何人かそこに働いたという実績があれば、その人達に支払うというようなことですよね。だからそれは窓口である事務局に土地改良区等がなって支払っても構わないんでしょ。だからそこはそれを管理するというか、事務局が必要なわけですよね。今でも農地・水の時には事務局が何の誰べえさんという会計士さんがいるわけですから、そこを通って個人にいくわけですよね。その何の誰べえさんの会計を土地改良区がやればいいだけの話ではないのかな。違うの。

【菅原次長兼課長】 違いますね

【髙橋班長】 今のは農業者の共同でということで、基本的に直接支払というのは活動組織にお金がいくというのが前提です。活動組織の中に土地改良区とかが入っているところもございます。一緒に活動して事務局を担うところも先程、菅原次長が言った亘理土地改良区とかがやっていますが、亘理町の中には6つの組織があって、その6つの組織から改良区のほうに事務費を支払っている状況です。

【大泉委員長】 僕が言っているのは、改良区があるからそこに入れれば良いという話を単純に言ったんだけれど、要するに今おっしゃった活動組織に改良区がなればいいというだけじゃないという話です。だから活動組織という2枚看板でも3枚看板でもいいんです。だけど肝心なのは、それは農家に直接入るんではなくて、組織に入るということです。

【髙橋班長】 先程の説明資料の48頁に、水土里ネットもJAも活動組織の中の構成員となっていますので、それは特に問題ないかなと思います。

【大泉委員長】 皆さんが土地改良区というようなことで、代わりをやればいいんだという僕の単純な考えを、土地改良区はお椀の全部だよと言いたいのはよくわかるんだけれども、これはどっかの組織が支援に入らないといけないんではないかなという気がするんだけどね。農業支援組織ですよね。そこの事務局を農家がやっている。加藤さんがやっているのではないの。加藤さんとこやってないの。

【加藤専門委員】 改良区そのものはやっていませんでした。

【大泉委員長】 改良区じゃなくて、要するに水系の人達が、組織を作って今やっているわけです よね。だから、その組織に手を出すような形にしなければいけないよねという話であって。

【加藤専門委員】 先生,わかります。

【髙橋専門委員】 3つあるんですよね。今のお話の農地を維持する為。それからみんなでやる共同的なもの。それから施設の長寿命化を自分達でやりましょうとか、バージョンの高い活動をしましょうというもの。3種類あるんです。

【大泉委員長】 それは補助金の対象となる仕事ですよね。

【髙橋専門委員】 そうです。それにさっきの資料にもありますけれども、農業者だけでやってもいいよというのが農地の維持。これは純粋に3,000円ということで、これまでの説明では減らされた部分の補てんですからというような言い方をしているものですから、農家はそこに目がいくんです。純粋に、これまで地域活動としてやってきたものは2種類あったわけですから、それが今の資源向上の(1)と(2)ということになっているんですね。(1)というのは、これまでやった草刈りや江払いで、これまでずっと農地・水をやってきて5年間継続しているところは、単価は2,400円の75%と、ものすごく緻密な農林水産省のお役人が緻密に計算してやってきている部分なんですが、結果的に今、お話の3つもらいたいんですよね、基本的には。それは集団、集合体でやる場合は、AとBとCという3つの重なりがあれば一番望ましいわけですから、今、委員長がおっしゃられた通り、それを公に将来的に維持できるのは、私は改良区だろうと思っています。

けれどもそれは、これまでの流れとはちょっと異質になるものですから、急激にはそこにはいけないのですが、将来安定的に、もし日本型直接支払というものがずっと担保されるのであれば、法律の段階では改良区という名を明記すべきだろうと思っております。個人的な話ですけれども。

【大泉委員長】 僕もそう思っているんですけれども、だから農村の集落組織を、この会議もそうですが、中山間地の事業がいっぱいあって、その事業が3つぐらいあって、みんな同じような横串を刺したらどうかなんて話があるけど、やっぱり事業毎にいろいろ集落の組織を作っては、その事業の消滅と共に、その集落の組織もなくなるというパターンは、あまり良くないんでしょうね。だから旧来からあるものをずっと利用していかなければいけないので、水系だとか何かをバックにしながら組織を作らないといけないとなったら、今までの組織と連携をとるとしたら、土地改良区しかないような気がするんですけどね。だから国にはそういうことを言ったらどうですかね。事業毎の組織を作らなければいけないと大変なことだから、そこはこうしたらいいんだという話をもう少し考えてもらったらいいと思うんですけどね。

【菅原次長兼課長】 先程の 48 頁のその上の支援向上支払の組織図の集合体の左のパターン。農業者、地域住民、水土里ネット、JA等ですよね。あと自治会が入ることによって、全ての活動ができるわけです。ですからそれで作っておけば、県の財政とか市町村の財政とかありますが、それはまず抜きにして、活動が最大限出来る形というのが、これが一番作りやすい形なのかなと思います。農業者と自治会だけでも作れるわけです。

【大泉委員長】 こういうのは 700,800 ぐらい,宮城県もでも作らないといけなんでしょ。

【菅原次長兼課長】 そうですね。あとは既存の今の農地・水の活動組織は、今言った形態になっているので、それの縁辺部を拡大していく方式もあろうかと思いますけどね。

【大泉委員長】 巻き込んでいくということですね。

【菅原次長兼課長】 取り組んでいないところも。

【大泉委員長】 あるでしょうね。これを誰が作るかというと。

【菅原次長兼課長】 これで3つの対策と言いますか、支払が出来るわけです。これで作っておけば対応できるのかなと思っております。多分、国ではそれぞれの支払、農地維持の支払用の組織、資源向上支払用の組織を作れとは言わないし、言わせないという覚悟で臨んでいきたいと思っています。

【加藤専門委員】 委員長、このままいったら、農地・水の今までの地域のコミュニティーが壊れてしまうんですよね。ですから、これはやはり農地・水と等しく組織体を作っていかないと。やはり急の事業だと全然だめですよね。今から取り組んだのでは。ですから農地・水の形態はそのまま移行してもらうよ、という捉え方を県は繰り返して言ってもらわないと困ります。お願いします。そうじゃないと改良区自体もそういった組織体を作らせる意図が明確に出てきません。そうでないと地域の管理をその地域に任せるよというだけで終わってしまい、今までやってきたのは何だったんだろう、ハテナということになりますのでよろしくお願いします。

【大泉委員長】 少し時間が長引いてすみません。複雑な話になってしまい。日本型直接支払、新たに作られた制度なだけに、今後の有り様というか、実際に現場に降ろすおろし方が、今討議の対象になっているんですが、農村に新たな組織を作る際には、様々な軋轢もあるし、努力も必要ですし、その努力も必要なのかどうかを見極めて、この辺は整理をしていただいて、出来るだけ実行性があって、スムーズに事業が展開できるような組織づくりを考えていただければと思いますが、如何でしょうか。よろしゅうございますか。懇親会がこの後6時にあるということで、比較的安心して時間を延ばしてしまいましたが、それにつけても20分も延びちゃったんで。

【文屋専門委員】 委員長、ちょっと最後に、日本型直接支払という部分の中で、米政策云々というところで、自給率云々で、主食の米は余っているんだというような観点で、転作というものがうたわれているんですね。その場合に、転作というのは農家の方に直接私も伺ってみたんです。転作ってそんなに簡単なの。そしたら、土地があればそこで何でも作れるというものでもないんだ。一旦変えてしまうと元に戻すまでまた何年とかかる。だからそういう意味合いから言って、制度的にはそういうものを持ち出しますよと言いながら、営農というものがなされてきた農協というものがあったんですが、最近は農協さんも金融政策のほうに重点がいっちゃって、営農政策というのはあまり軽んじられている。そうした場合に、県・国が方向性を出していった時に、さあ、転作を進めるというのであれば、それの指導的なものは、どこに重点を置きますかということも大事な案件になるのかなと思って資料を読ませてもらったんですが、この辺は如何でしょうか。

【沼倉委員】 それに関連して質問をさせていただきたいんですが。米が余っているということで、

転作を進めるという国の施策になっていこうかと思うのですけれども、ここにきて水田活用ということで飼料用米というのがすごくクローズアップされて、これにいろいろな補助金じゃなくて、作るとお金が出るというような。それはそれでいいと思うのですけれども、その後、飼料用米の活用ですけれども、これは県はどういうふうに関わっていくんでしょうか。多分、沢山の人が作ると思うのですけれども、この間、新聞を読んだら、やっぱり米を食べさせると、鶏とか豚とか家畜がいますけれども、鶏に食べさせると卵の黄身が白くなるとか、それから豚の赤みがあまり色がなかなかきれいにならないとか、牛に食べさせるとお腹が膨張してあまり食べさせてはいけないというようになっているとか、適度な量であればいいけれども、作りすぎた時、結局困るのは生産者なのかなと思うのですけれども、その辺りのこともちょっと合わせてお伺いしたい。県はどこまで対応されるのかということを教えていただきたいと思います。

【菅原次長兼課長】 担当分野ではないのではございますが、いろいろ委員会等で情報も出ていますのでお話しますと、まず営農指導についてですが、県には各地域に農業改良普及センターというものがございまして、そこに普及指導員という職員が配置されております。その職員が基本的に営農指導していくという形に県ではなっています。あとはJAも、さっき金融の話がありましたが、少し温度差があるかもしれませんが、私は石巻に震災の時にいましたけれども、石巻では各支所があって、そこに営農関係の人も配置されています。昔に比べれば営農に関しては半減しておりますが、いろいろ情報ツールも今発達しております。JAでも転作等については営農指導を十分とまではいかないまでも、やられているという現状です。

それと飼料米ですが、おっしゃるように来年倍増するんです。ちょっと数字が間違っているかもしれませんが、宮城県で今1,500ha作っているのを、来年倍増して3,000haにするという計画になっています。飼料米だと基本80,000円で、高収益になると10,000円加算されて、あと専用品種、飼料米の専用品種になると、また15,000円加算されますね。105,000円だけが独り歩きしていますが、宮城県ではなかなか高収益というのは、宮城県の地理・地形・気象ではなれない。あとは専用品種を使うと、その通常の主食用のひとめぼれとか、ささにしきと混じって品質の問題が出てくる。飼料にするには良いのですが、主食用の方に影響が出てくるということで、専用品種もなかなか大変だと。種もまだ少ないと。加美町の方で増殖しているようですけれども、専用のカントリーが出来たが、そのように種の問題もあって、倍増はするけれども、なかなか専用品種等にはならないということがあります。その中でどう売るのかというと、今度は川下の問題ですよね。それは当然残っていまして、この間も環境生活農林水産委員会の中で、その質問もございましたが、基本的にはJAもその売り先等の確保については努力するということ。あと一般の媒体の部分とか、そういうことで何とか売り先を確保して、受給のバランスをとっていきたいということでございます。極端には増やせないと思います。

牛の場合は配合比率が 15%から 18%ぐらいが限度だろうと言われています。それ以上を給餌すると先程いったような問題が出てくる。卵はさっきのような話。この間, あるテレビニュースでやっていましたけれども, 米を食べさせて, その米も環境保全米と言いますか 1 個 100 円以上の卵で,

白い卵で売っているというところもあるんですけれども、なかなか皆さん消費者は色が良いほうがいいので、やはり一番は鶏が食べるんですけれども、その問題があって。ですから、そこら辺の実需者というか、それの情報収集、調査をしながら売り先を確保していくということになろうかと思います。

【加藤専門委員】 牛は駄目です。牛は全然駄目。混合にしたって試験中です。それから食べさせるのは豚だけです。鶏もだめです。色麻町にフラワーというでかい鶏屋さんがいますけれども、あそこで食べさせません。無理だって言ってました。しかし加美郡内には飼料米専用のカントリーが出来てまして、県もこれから四苦八苦するのかなと思います。うちのほうは山形の宮田牧場さんと契約していまして、豚屋さんに納めるということにしています。やはり大豆が増えるのかなという感じがしますので、増やしたいということはあるでしょうけれども、うちのような雪の多いところは早めに乾燥しなければなりませんけれども、平場は11月になってからやっているようですけれども、なかなかその対応は大変だ。入口はいいんでしょうけれども、出口が大変だと思います。

【大泉委員長】 はい、最後の質問。テープレコーダーは大丈夫ですか。最後に質問されたい方いますか。この件に関して。はい、最後に。

【文屋専門委員】 今、米の主食ということで、実は私共の保全隊の活動の一環として、小学生の子供を対象にした生態調査、その辺の実施をしていた折に話として出てきたのが米です。江戸時代は、1人年間150キロ食べていたというのは、ご承知のように一石という言い表し方をしていた。それで殿様の力を表現する時には、何十石というような石高で表現をした。それが最近の1人当たりの米の主食というか、米の消費量というのは、もう50キロを割っているという観点から、当然、主食になる米が余ってくるということが頷けるだろうと思います。

その一方では盛んとダイエットとか、栄養食品というものが、様々持てはやされる中で、是非ひとつ米ということも考えていく時に、やはり江戸時代。昔からの米を主食としてきた日本人の健康状態というものは、決して肥満児というものはなかった。そういう観点から米というものは健康食品ですよというアピールできる機会があればと思います。よくNHKの番組でやっています、ためしてガッテンとか、そういったような中で、何かそういう話題性も検討していってもいいのかな。無理やりというのではなくて、科学的裏付け根拠、そういうものもいれて、米というものは非常に体にいいですよ、というようなイメージをPRしていくというようなことも大事なのではないかな。そうすることによって、1キロでも2キロでも1人当たりの消費量が増えるということであれば、やはり営農というものにサイクル的に反映されていくというように思います。最後の質問です。

【大泉委員長】 質問というか、意見表明でよろしいですか。あるいは質問であればどういう質問か。要するに健康食品として米を位置づけろという質問ですか。真木さん、答えて下さい。PR作戦を県庁でやったらどうかという。

【文屋専門委員】 むすび丸とか、そういうのもあると思うですが。

【大泉委員長】 要するに、米の消費拡大はありとあらゆる手でやったらどうかという質問ですか。 米の消費拡大。次長、手短に。 【菅原次長兼課長】 東日本大震災での福島第1原発事故に伴う風評被害対策も含めて、米の消費 拡大なり、県産品のPR活動、いろいろやっております。ということの中で、米の消費拡大をやっているということでございます。食産業振興課とか政策室とかいろいろやっていますので、ポスターなりホームページなり、テレビ上でもやっていますので。

【文屋専門委員】 ためしてガッテンあたりで取り上げられると、一変に効果が出るんですよね。 ですから本当に行政が、NHKとタイアップして科学文部省かなんかの知恵を借りて、米の分析を しながらね。

【菅原次長兼課長】 農水省でも、そのPRはやっておりますので、取り組んではいますが、いかんせんなかなか増えていかない、元に戻っていかないということです。

【大泉委員長】 皆様からいただきました意見,助言等を参考にしていただいて,宮城県独自の集落支援体制を今後構築していただければと思います。いろいろなご意見がございましたが,もう既に6時からの話題に近付いているような気もしますので,6時からのディスカッションで大いに意見交換していただきたいと思います。以上で本日の議題については終了します。事務局は本当にご苦労様でした。今日は多岐にわたり,質問が出ました。議長の役割は終わりましたので,事務局のほうへマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【司会(大場技術補佐)】 大泉委員長,どうもありがとうございました。本日の意見を踏まえ,本県の農村振興に役立てて行きたいと思います。

なお、本日の委員会の議事録は、公開となりますので、事務局で作成したものを後日メール又は FAXで送付しますので、確認していただきたいと思います。

本年度の「豊かなむらづくり全国表彰」で、文屋専門委員が所属しております「内川保全隊」が 東北農政局長賞を受賞しておりますので、お知らせします。

次に、今期の委員の任期が来年1月6日までとなっておりますが、委嘱状は後日郵送させていた だきます。

以上をもちまして、平成25年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。